

高森町デジタルサイネージ整備業務委託 仕様書

第 1 章 事業概要

1.1 業務名

高森町デジタルサイネージ整備業務委託

1.2 目的

本業務は、高森町役場内にデジタルサイネージを整備し、職員向け情報を効果的に発信すること及び、来庁者への行政情報、観光・イベント情報、災害時緊急情報を発信することにより、庁内情報共有の円滑化、町民サービスの向上及び災害時における迅速な情報提供を実現することを目的とする。

1.3 設置場所

高森町役場内

1.4 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 2 章 業務範囲

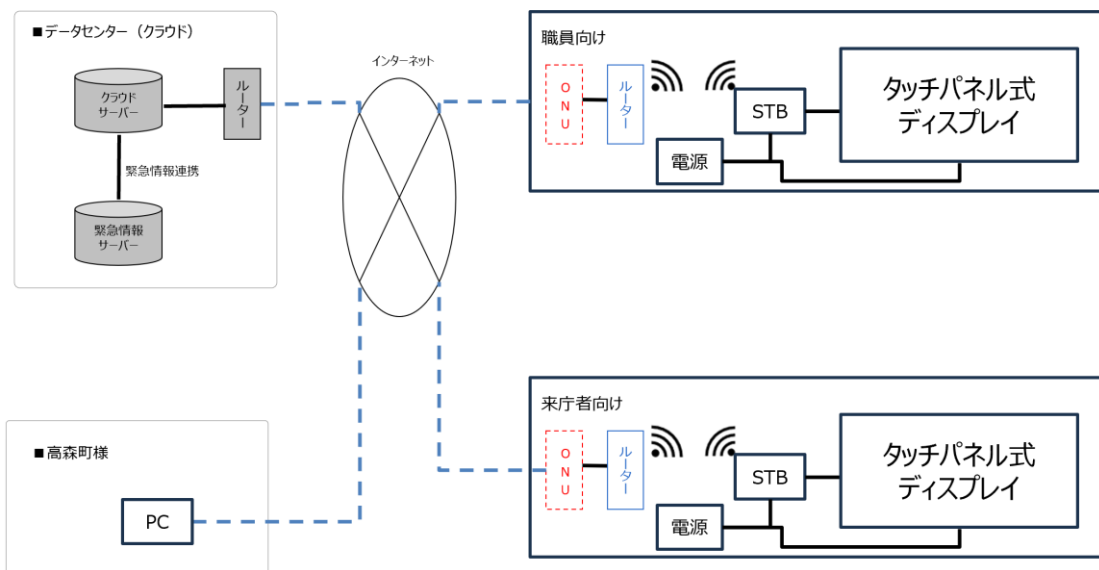
受託者は、本業務の目的を達成するため、システム設計、ネットワーク設計、配置設計、CMS 構築、サイネージ端末構築、コンテンツ構築、機器設置、各種設定、動作検証、管理者研修、操作マニュアル整備及び保守運用支援を実施すること。

第 3 章 システム基本要件

- クラウド型 CMS を用いたデジタルサイネージシステムであること。
- インターネット経由でコンテンツ配信及び端末管理が可能であること。
- 複数の表示端末を一元管理できること。
- 管理者 PC から CMS にアクセスし、コンテンツ登録、配信、スケジュール設定及び稼働確認ができること。
- 通信障害時においても、端末側に保存された直近のコンテンツを継続表示できること。

第 4 章 システム構成要件

本システムは、クラウド型 CMS、STB、タッチパネル式ディスプレイ、ネットワーク環境及び管理者 PC により構成すること。コンテンツは CMS で作成・管理し、インターネット経由で各 STB へ配信され、STB に蓄積されたコンテンツを各タッチパネル式ディスプレイに表示する構成とする。



上記構成図に示すとおり、管理者はクラウド型 CMS によりコンテンツ及び配信スケジュールを管理し、インターネット経由で各 STB へ配信する。各 STB は受信したコンテンツを蓄積し、通信断が発生した場合でも直近に取得したコンテンツを継続表示できる構成とする。

- 各 STB の稼働状態を CMS 又は管理画面から一元管理できること。
- CMS 上で管理されるコンテンツ、配信スケジュール及び端末情報を一元管理できること。
- 双方向タッチパネルサイネージは、1 画面内に複数情報を表示し、利用者のタッチ操作により詳細情報を表示できること。
- 一覧化されたリストから項目を選択し、詳細情報を表示できること。
- 将来的に町が指定する Web サイト、外部システム又はアプリケーション等から API 等を用いて情報・コンテンツ連携が可能となる拡張性を有すること。

第 5 章 配信システム要件

区分	機能要件
コンテンツ管理	コンテンツの登録、編集、削除、検索、一括登録及びバージョン管理ができること。
配信管理	プレイリスト作成、編集、端末別配信、グループ配信及び一括配信ができること。
スケジュール管理	日付、曜日、時間帯を指定した配信、自動公開及び自動終了ができること。
権限管理	ユーザー管理、ロール管理、承認機能及び操作ログ取得ができること。

- ・ クラウド型のデジタルサイネージシステムであること。
- ・ クラウドサービス事業者又はシステム提供事業者は、ISO 27001 (ISMS)、ISO 20000 (ITSMS)、SOC 1、SOC 2 その他これらと同等の第三者認証又は監査制度に基づく情報セキュリティ・運用管理体制を有すること。提案時に認証・監査の対象範囲及び有効性を確認できる資料を提出すること。
- ・ 独自の CMS (コンテンツ管理システム) を有し、サイネージシステムと連携してコンテンツ管理、配信管理及び端末管理ができること。
- ・ REST API 等の標準的なインターフェースを有し、将来的に町が指定する Web サイト、業務システムその他の外部システムと情報連携できる構成であること。API の仕様、認証方式、利用可能なデータ項目、制約事項及び追加費用の有無を提案時に示すこと。ただし、外部システムとの個別連携開発は本調達範囲外とする。
- ・ 災害等の緊急時に、災害情報を通常コンテンツに優先して自動又は手動で割込み放映できる機能を有すること。
- ・ 配信端末 (STB) の新規設置又は故障交換時に、MAC アドレスその他の端末固有識別情報を用いて端末を識別し、あらかじめ登録された設定情報、端末グループ及び配信設定を自動又は管理者の簡易操作により適用できること。交換後は、現地での詳細な再設定作業を最小限とし、遠隔管理により速やかに復旧できること。実現方式及び復旧手順を提案時に示すこと。
- ・ 帯域制限機能を有し、ネットワーク負荷を考慮した配信ができること。
- ・ コンテンツの承認権限を設定できるワークフロー機能を有すること。
- ・ 将来の拡張性として、センシング機能、利用分析、人流分析、API 連携、外部システム連携及び町指定 Web サイト又はアプリケーション等との連携を想定し、将来的な機能追加又は開発に対応できる余地を有すること。ただし、当該機能は本調達範囲外とする。

第 6 章 配信・表示要件

- ・ コンテンツ管理機能、スケジューリング機能、遠隔制御・監視機能、CMS 機能、割込み配信機能、画面分割機能、帯域制限機能及びワークフロー機能を有すること。
- ・ 動画、静止画、HTML 及びテキストの配信に対応すること。
- ・ フルスクリーン表示、画面分割表示、テロップ表示及び全画面切替に対応すること。
- ・ 端末ごと又は端末グループごとに異なるコンテンツを配信できること。
- ・ 配信済みコンテンツの表示状態、配信状況及び端末稼働状態を CMS 上で確認できること。
- ・ 素材登録のみで一定のレイアウトコンテンツを生成できる CMS 機能を有すること。

第 7 章 タッチパネル機能要件

- ・ 利用者がタッチ操作により画面遷移できること。

- ・ 詳細画面表示、動画再生及び画像拡大に対応すること。
- ・ トップ画面への復帰、戻る操作及び一定時間無操作時の自動復帰ができること。
- ・ カテゴリ、階層及び一覧表示によるメニュー構成ができること。
- ・ QRコード表示等により、必要に応じて外部サイトへ誘導できること。

第 8 章 災害対応要件

災害時又は緊急時には、通常コンテンツより優先して災害情報を表示できること。割込み配信、一斉配信、グループ配信及び職員による即時更新に対応し、来庁者及び職員へ迅速に情報提供できる仕組みを有すること。

第 9 章 多言語対応要件

日本語及び英語への対応を必須とし、中国語（簡体字、繁体字）及び韓国語への対応を推奨とする。利用者が画面上で言語を切り替えられること。また、管理者は言語別にコンテンツを管理できること。

第 10 章 監視・運用管理要件

- ・ 端末の死活監視、通信状態監視、配信状況監視及び表示状態確認ができること。
- ・ 管理者操作、配信実行、障害発生、承認処理等のログを取得できること。
- ・ 障害発生時には、メール等により管理者又は保守担当者へ通知できること。
- ・ CMS 上で各 STB の稼働状態を一元管理できること。
- ・ サイネージ運用を支援する体制を有し、操作方法、コンテンツ更新、配信設定、障害時の一次確認等について発注者を支援できること。

第 11 章 セキュリティ要件

- ・ CMS との通信は HTTPS により暗号化すること。
- ・ TLS1.2 以上に対応すること。
- ・ 管理者認証、権限制御及び操作ログ取得に対応すること。
- ・ データのバックアップ及び復旧手順を備えること。
- ・ 保存データ及び通信データについて、適切な暗号化又は同等の保護措置を講じること。
- ・ クラウドサービスを利用する場合は、情報セキュリティ管理体制を説明できること。

第 12 章 保守要件

受託者は、障害受付、一次切り分け、リモート対応、必要に応じた現地対応、ソフトウェア更新及びセキュリティパッチ適用を実施できる保守体制を備えること。熊本県内に

保守拠点又は迅速に現地対応可能な支援体制を有すること。保守受付は平日日中を基本とし、障害発生時のエスカレーション体制、連絡先及び対応目標時間を明示すること。保守内容及び運用サポート内容の詳細は、発注者と協議の上決定するものとする。

第 13 章 配置計画・機器要件

設置場所は高森町役場内とする。電源及びネットワーク環境については、発注者が設置予定箇所まで用意するものとし、以降の接続及び配線作業は本業務範囲とする。壁掛けモニターに必要な壁面補強等は発注者が用意するものとし、受託者は取付金具の選定、設置及び配線整理を行うこと。

種別	要求仕様	画面	台数
43 インチタッチパネル式ディスプレイ（自立式）	2K 以上対応、400cd/m ² 以上、 16 時間/日連続稼働可能であること。	縦又は横	6 台
32 インチタッチパネル式ディスプレイ（壁掛け）	2K 以上対応、400cd/m ² 以上、 16 時間/日連続稼働可能であること。	縦又は横	7 台
合計	—	—	13 台

区分	項目	仕様
STB	OS	Microsoft Windows 10 IoT Enterprise 以降又は同等以上であること。
	プロセッサ	Intel Core G6900 以上又は同等以上であること。
	メモリ容量	8GB 以上であること。
	ストレージ	SSD 128GB 以上であること。
	その他	動画再生 2K@60P 対応、HDMI 映像出力、モニター制御、Wi-Fi 接続に対応すること。
	台数	13 台

区分	項目	仕様
モニター	種類	タッチパネル式ディスプレイとし、43 インチ級は W986.2×H584.4×D56.7mm 程度、32 インチ級は W744.4×H444.6×D48.2mm 程度を目安とすること。
	輝度	400cd/m ² 以上であること。
	設置方向	縦又は横で設置できること。
	設置方法	壁掛け角度可変型又は自立スタンド設置に対応すること。
	台数	壁掛け 7 式、自立スタンド 6 式を基本とすること。

- 壁掛け式の工事は、閉庁日に行うこととし、閉庁時においても他の業務に支障のないよう調整のうえ、実施すること。

- 壁掛け式については、柱板を補強する必要があり、取付金具及び筐体は、設置場所、操作性、安全性及び保守性を考慮し、受託者が選定すること。
- 自立スタンド式の筐体は移動可能なものとし、構造物にアンカー等で固定しないこと。
- STB はディスプレイ近傍又は筐体内部に設置し、配線距離を考慮した接続方法で構築すること。
- 機器仕様は同等以上を可とし、特定メーカー又は特定型番に過度に依存しない構成とすること。

第 14 章 コンテンツ要件

- デザインは高森町役場のイメージ及びコンセプトに合わせたものとし、発注者と協議の上で決定すること。
- 職員向けサイネージは、画面内の一部で情報をプレイリスト放映しつつ、施設情報、イベント情報、庁内周知情報等を表示できること。
- 施設情報及びイベント情報等は、システム管理者が CMS 上で編集可能なテンプレートコンテンツとすること。
- 指定 Web サイト等の情報を表示する場合は、画面表示を整え、統一感をもって表示できること。
- 画面内に言語選択項目を設け、選択した言語に合わせて表示内容を切り替えられること。
- 来庁者向けサイネージは、画面の一部で動画又は画像等をプレイリスト放映しつつ、画面内リストをタッチした場合に全画面でその内容を表示できること。
- 来庁者向けコンテンツについても、画面内に言語選択項目を設け、選択した言語に合わせてコンテンツの言語を変更できること。
- 提案事業者又は再委託先を含むコンテンツ制作体制は、日本国内の公共施設又は商業施設における双方向タッチパネルサイネージコンテンツの制作実績を複数有すること。提案時に、発注者名又は施設種別、制作内容、導入時期及び担当範囲を確認できる実績一覧を提出すること。実績件数だけでなく、本業務と同種又は類似する制作内容を確認できること。
- コンテンツの構築にあたっては、視認性、操作性、アクセシビリティ、更新容易性及び運用負荷の低減に配慮すること。

第 15 章 成果品

- システム設計書
- 機器構成図及びネットワーク構成図
- 設定情報一覧
- 取扱操作マニュアル

- 管理者向け研修資料
- 動作検証結果報告書
- 保守体制表及び連絡先一覧

第 16 章 保守運用要件

- 熊本県内に保守拠点を有し、障害発生時に当日又は翌営業日に現地対応可能な保守体制を有すること。
- 保守対応には、障害受付、障害切り分け、復旧支援、端末状態確認、CMS 利用支援、ソフトウェア更新支援及び必要に応じた現地対応を含むものとする。
- 運用サポートには、コンテンツ登録、配信スケジュール設定、表示確認、管理者向け操作支援及び運用上の問合せ対応を含むものとする。
- セキュリティの確保として、正常な利用及び運用に耐える機能を備え、運用時においても同等のセキュリティ水準を維持すること。
- 商用地図、外部サービス、フォント、素材等の商用ライセンスに関わる手続及び整備期間中に必要となる経費は、本業務の範囲に含むものとする。
- 保守運用の詳細内容、対応時間、対応範囲、費用条件等については、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

第 17 章 実績・運用体制及び根拠資料要件

- 提案システム又は同等システムについて、自治体又は公共施設への導入実績を有し、実績一覧を提出すること。
- 緊急情報の割込み配信又は災害情報配信機能について、導入実績又は動作確認実績を示すこと。
- CMS のコンテンツ登録、配信スケジュール設定、表示確認、操作問合せ及び障害時の一次確認について、発注者を支援できる運用体制を有すること。
- 上記事項は、仕様書本文の必須要件又は機能要件回答書の評価項目として位置付け、実績・体制を確認できる根拠資料を提出させること。

第 18 章 その他要件

- 商用地図、外部サービス、素材、フォント等の商用ライセンスに関わる手続及び整備期間中の経費は、本業務の範囲に含むものとする。
- コンテンツ作成及び運用における外部団体、関係機関等への手続は、受託者が発注者と協議の上で実施すること。
- コンテンツ登録に使用する写真、動画、説明文等については、必要に応じて被写体又は権利者の許可を得ること。
- 本業務で作成された成果物の所有権、著作権その他の権利は、第三者に帰属する既

存権利を除き、発注者に帰属するものとする。

- 第三者の権利使用に関する係争が発生した場合は、受託者が責任をもって解決すること。
- 施工にあたっては、建設業法その他関係法令を遵守すること。
- 仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上、本業務の実施に必要と認められる事項は、発注者と受託者が協議の上、実施すること。

第 19 章 予算額（契約限度額）

28,000 千円（消費税及び地方消費税含む）

第 20 章 追加品

- 受託者は、本業務の履行に必要な成果品及び関連資料を、発注者が指定する形式及び部数により納品すること。
- 納品する成果品には、設計書、構成図、設定情報、操作マニュアル、研修資料、試験結果、完成図書、保守連絡体制表その他発注者が必要と認める資料を含めること。
- 電子データは、編集可能な形式及び PDF 形式を基本とし、発注者が閲覧・保管・再利用しやすい形式で提出すること。
- 成果品の内容、様式、提出時期及び提出方法については、発注者と協議の上決定すること。
- 受託者は、納品後に成果品の内容に不備又は不足が判明した場合、速やかに補正又は追加提出を行うこと。

第 21 章 その他

- 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、誠実に対応すること。
- 受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例、規則、情報セキュリティポリシー及び発注者の指示を遵守すること。
- 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏えいしてはならず、契約終了後においても同様とする。
- 本業務の遂行に必要な打合せ、資料作成、説明、現地確認、関係者調整及び軽微な修正対応は、本業務の範囲に含むものとする。
- 受託者は、再委託を行う場合、事前に発注者の承認を得ること。また、再委託先に対しても本仕様書に定める義務を遵守させること。
- その他、本業務の円滑な実施に必要な事項については、発注者と受託者が協議の上決定するものとする。

別紙 機能要件回答書の位置付け

本仕様書本文は、調達における基本的な要求事項を定めるものである。詳細な適合確認については、別紙「機能要件回答書」により、各入札参加者が対応可否、対応方法、標準機能又は個別対応の別、留意事項等を回答するものとする。これにより、仕様書本文、機能要件回答書及び入札価格を組み合わせ、公平な比較評価を行う。